

山梨県公報

第千九百三十一号

平成二十一年

三月十六日

月 曜 日

目次

告示

県営土地改良事業計画の決定	一六三
道路の区域変更(三件)	一六三
道路の供用開始	一六四
建築基準法に基づく道路位置指定	一六四
公告	一六四
特定非営利活動法人の設立の認証申請	一六四
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	一六五
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十七件)	一六五
経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等	一六九

告示

山梨県告示第八十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(六ヶ村堰地区中山間地域総合農地防災事業)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十一年三月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十一年三月十七日から同年四月十四日まで

三 縦覧場所

北杜市役所

四 異議申立期間

平成二十一年四月十五日から四月二十九日まで

山梨県告示第九十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十一年四月六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一三七号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
富士吉田市松山五丁目七九一番の三地先から 富士吉田市松山五丁目七九九番の一地先まで	一一・四 一五・七	一四・〇 一七・七		九四・〇

山梨県告示第九十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十一年四月六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲斐中央線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	旧	新	
甲斐市大下条字泉尻五四五番の五地先から 甲斐市大下条字泉尻五四三番の四地先まで	九・〇〇 一〇・三	一〇・三丁 二二・七	四六・四 四六・四

山梨県告示第九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十一年四月六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 遅沢静川線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	旧	新	
南巨摩郡身延町遅沢字水口一三三三番の一地先から 南巨摩郡身延町中山字落添一八〇八番の一地先まで	六・〇〇 一七・〇	六・〇〇 二二・〇	九八四・〇 九八四・〇

山梨県告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十一年四月六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲斐中央線	甲斐市大下条字泉尻五四五番の五地先から 甲斐市大下条字泉尻五四三番の四地先まで	四六・四	平成二十一年四月一日

山梨県告示第九十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年三月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の位置 山梨市三ヶ所字榎田二二七番一九
- 二 道路の幅員 六・〇〇メートル
- 三 道路の延長 四六・〇五メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年三月十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年二月二十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人 北山筋の環境を考えるジオプラン甲斐・昇仙峡
- 2 代表者の氏名 中村啓
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲斐市下福沢二十一番地
- 4 定款に記載された目的

この法人は、甲斐市北部亀沢地区、吉沢地区、清川地区、甲府市北部千代田地区、能泉地区、宮本地区（総称して北山筋と言つ）等に対して、環境の美化や保全に関する事業を行うとともに、観光地と過疎高齢化を併せ持つ深刻な課題に対する調査研究を行い住民との交流を深め、遊休農地・耕作放棄地の活用に関する提言を行う。又地域の活性化を図る事業を推進し、広くまちづくり、山里再生、農地再生、環境保全に寄与することを目的とする。

- 三 縦覧期間 平成二十一年三月六日から平成二十一年五月五日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年三月十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年三月五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人 ワーカーズおへそ
- 2 代表者の氏名 五十嵐有子
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県南アルプス市飯野三千四百五十六番地一号
- 4 定款に記載された目的

この法人は、環境に関する啓発と遊休品のリサイクル事業、安全な食の提供と啓発事業等を行い、地域の活性化を図り、豊かな共生社会の創造に寄与することを目的とする。

- 三 縦覧期間 平成二十一年三月六日から同年五月五日まで

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年三月十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年二月二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 有限会社アメリカンホーム山梨
- 2 主たる営業所の所在地 笛吹市御坂町井之上二千十番地一
- 3 破産管財人の氏名 松本成輔
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般一九）第三五七五号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年一月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年三月十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年二月二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 有限会社田中設備工業所
- 2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山上粟生野千四百三十三番地
- 3 代表者の氏名 田中仁
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般一七）第六五八一号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年一月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年三月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年二月八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 リベコホーム株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡富士河口湖町船津二千六百九十四番地十四
 - 3 代表者の氏名 井出千晴
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一五)第八七六四号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年一月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年三月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年二月九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 エアサイクルホーム山梨株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市西八幡八百六十八番地
 - 3 代表者の氏名 古屋義守
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一八)第七六〇五号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年一月三十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年三月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

平成二十一年三月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年二月九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社大門左官工業
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市下吉田千七十二番地一
 - 3 代表者の氏名 渡辺博
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第五六〇〇号
- 四 処分の内容 大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年一月三十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年三月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年二月九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 清水建設興業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市有野三千二百九十四番地
 - 3 代表者の氏名 清水長雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般・特 一七)第一三三七号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年二月四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年三月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

平成二十一年三月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社ひかり建設
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市大下条七百七十番地五
 - 3 代表者の氏名 堤光男
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第四八五七号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年一月三十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十一年三月十六日

- 一 処分をした年月日 平成二十一年二月九日 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社新府
 - 2 主たる営業所の所在地 韮崎市藤井町北下條四百十番地六
 - 3 代表者の氏名 戸嶋幸雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一九)第二六七号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年二月三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十一年三月十六日

- 一 処分をした年月日 平成二十一年二月十六日 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社藤建

- 2 主たる営業所の所在地 笛吹市御坂町蕎麦塚五百七十四番地一
- 3 代表者の氏名 伊藤康泰
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第五七五六号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年二月五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十一年三月十六日

- 一 処分をした年月日 平成二十一年二月十六日 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社湖南堂工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡富士河口湖町船津千八百八十四番地
 - 3 代表者の氏名 渡邊浩長
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一六)第六五七〇号
- 四 処分の内容 土木工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年二月九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十一年三月十六日

- 一 処分をした年月日 平成二十一年二月十六日 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社山梨グリーンセンター
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市在家塚八百九十五番地
 - 3 代表者の氏名 中込安紀夫

- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一八)第五九七三号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年二月五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年三月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年二月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社内藤建築
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市富竹一丁目四番十一号
 - 3 代表者の氏名 内藤寿明
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一八)第六〇一二号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年二月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年三月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年二月二十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社永光建設
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市長坂町長坂上条八百九十一番地二
 - 3 代表者の氏名 小澤亨
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一九)第一三三三三号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ

- 工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年二月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年三月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年二月二十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社金丸工務所
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市西南湖四千二百四十一番地
 - 3 代表者の氏名 金丸健
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一八)第六七五号
- 四 処分の内容 建築工事業及び管工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年二月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年三月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年二月二十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社佐野工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 都留市田野倉千二百八十五番地五
 - 3 代表者の氏名 佐野賢次
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第五九〇四号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年二月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年三月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年二月二十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社住空間工房
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市下高砂五百十九番地
 - 3 代表者の氏名 小池孝治
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一六）第八七八五号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年二月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年三月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年二月二十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 渡辺建具店
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市上吉田十四番地
 - 3 代表者の氏名 渡邊敏之
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第六九四八号
- 四 処分の内容 建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年二月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号。以下「規則」という。）第十九条の六第一項及び第二十一条の二第一項の規定により、平成二十一年四月一日から平成

二十二年三月三十一日までの間に行う建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十七条の二十六第一項の規定による経営規模等評価の申請及び法第二十七条の二十九第一項の規定による総合評定値の請求の時期及び方法等を次のとおり定めたと公告する。

平成二十一年三月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

第一 申請の時期及び方法

- 一 申請時期
経営規模等評価の申請をしようとする者及び経営規模等評価の申請と総合評定値の請求を同時にしようとする者（以下「同時申請者等」という。）の申請時期は、知事が経営規模等評価受付票（以下「受付票」という。）により指定した日時とし、総合評定値の請求のみをしようとする者（以下「別途請求者」という。）の申請時期は、月曜日から金曜日までの間（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日、十二月二十九日から三十一日までの日並びに一月二日及び三日を除く。第六において「通常の業務日」という。）とする。

二 申請方法

- 1 同時申請者等の申請方法
 - (一) 同時申請者等は、法第十一条第二項の規定により同項に規定する書類を提出した後に、申請日時等の指定がある受付票の交付を受けること。
 - (二) 一にかかわらず、新たに法第三条に基づく建設業の許可を受けた者で、当該許可後の事業年度終了の日より前の日に申請をしようとする者は、当該許可後速やかに、申請日時等の指定がある受付票の交付を受けること。
 - (三) 同時申請者等は、受付票により指定された場所にその受付票及び申請に必要な書類を持参すること。
 - 2 別途請求者の申請方法
別途請求者は、法第二十七条の二十六第二項の規定により同項に規定する申請書を提出した後に、県土整備総務課建設業対策室に請求に必要な書類を持参すること。
- 第二 申請に必要な書類
- 一 申請書及び添付書類
 - 1 規則別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書（別途請求者にあつては総合評定値請求書に限る。）
 - 2 規則別記様式第二号による工事経歴書（経営規模等評価の申請をする場合に限る。）

3 規則別記様式第二十五号の十による経営状況分析結果通知書（総合評定値の請求をする場合に限る。）

4 法第二十七条の二十六第四項の規定により提出を求め次に掲げる書類

(一) 同時申請者等の提出書類

審査手数料収入証紙貼付書

審査基準日の翌日から十四日以内に発行された健康保険・厚生年金適用証明書

審査基準日における加入状況を示す建設業国民健康保険加入及び事業所証明書

審査基準日における加入状況を示す建設業退職金共済事業加入・履行証明書
審査基準日における加入状況を示す退職一時金制度加入証明書（退職一時金について定めがある労働基準監督署の受付印のある就業規則を提示する場合を除く。）

審査基準日における加入状況を示す企業年金制度加入証明書

審査基準日における加入状況を示す法定外労働災害補償制度加入証明書

審査基準日における地方公共団体等と締結している防災協定書の写し又は所属団体が防災協定を締結している場合は、当該団体の発行する証明書

当該事業年度の有価証券報告書の写し、監査報告書の写し、会計参与報告書の写し又は経理処理を適正に確認した書類

(二) 審査対象事業年度の消費税納税証明書（その一）

別途請求者の提出書類

審査手数料収入証紙貼付書

二 法第二十七条の二十六第四項の規定により提示を求め次に掲げる書類

1 同時申請者等の提示書類

申請時点で有効な建設業許可通知書及びその許可に係る申請書の副本

法第十一条の規定により届け出し、又は提出した変更届出書又は書面（同条第二項に規定する書類を除く。）

申請日の直前に提出した法第十一条第二項に規定する書類の副本

法第十二条の規定により届け出た廃業等の届出書

規則別記様式第二十五号の十による経営状況分析結果通知書（経営規模等評価の申請のみをしようとする場合に限る。）

前回の経営規模等評価申請書の副本

審査対象事業年度の法人税又は所得税の確定申告書控え

審査対象事業年度の消費税確定申告書控え

審査基準日における給料の支払状況を示す所得税源泉徴収簿及びその前年の所得税源泉徴収簿

工事経歴書に記載されている工事のうち審査対象業種ごとの工事（以下「審査対象業種工事」という。）に係る工事請負契約書又は下請基本契約書、注文書及び請書の写し

審査対象業種工事に係る竣工工事力ルテ受領書

審査対象業種工事に係る施工体制台帳及び施工体系図

審査基準日における加入状況を示す労働災害保険申告書

審査基準日における加入状況を示す雇用保険申告書

審査基準日における加入状況を示す健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、資格取得及び資格喪失決定通知書

社会保険事務所の受付印のある健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得及び喪失確認通知書

退職一時金について定めがある労働基準監督署の受付印のある就業規則（審査基準日における加入状況を示す退職一時金制度加入証明書を提出する場合を除く。）

監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写し

基幹技能者講習修了証の写し

公認会計士等の合格証

2 別途請求者の提示書類

第二の一の1の総合評定値請求書と審査基準を同じくする経営規模等評価申請書副本で県土整備総務課建設業対策室の受付印のあるもの

三 申請書用紙の取扱先

社団法人山梨県建設業協会 甲府市丸の内一丁目十四番十九号 電話〇五五二三五 四四二一

第三 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の手数料

一 手数料

1 経営規模等評価の申請に係る手数料は、八千円と二千三百円に評価に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額。

2 総合評定値の請求に係る手数料は、四百円と二百円に通知に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額

二 納入方法

審査手数料収入証紙貼付書に山梨県収入証紙を貼り付けること。

第四 経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知

経営規模等評価の結果の通知又は経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知は、規則別記様式第二十五号の十二により簡易書留郵便により通知する。

第五 再審査

一 経営規模等評価の結果について異議があるときは、当該経営規模等評価の結果の通知を受けた日から三十日以内に限り、次に掲げる書類を知事に提出して再審査を申し立てることができる。なお、経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知したときは、再審査の申立についても経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知する。この場合においては、総合評定値の請求に係る手数料は、納付することを要しない。

1 規則別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価再審査申立書

2 再審査の申立に係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

3 1に掲げる書類のうち異議のある審査項目を確認するために必要な書類

二 経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る。）が改正された場合であつて、当該改正前の評価方法に基づく経営規模等評価の結果の通知を受けているときは、当該改正の日から百二十日以内に限り、次に掲げる書類を知事に提出して再審査を申し立てることができる。なお、経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知したときは、再審査の申立についても経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知する。この場合においては、総合評定値の請求に係る手数料は、納付することを要しない。

1 規則別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価再審査申立書

2 再審査の申立に係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

3 1に掲げる書類のうち改正に関わる審査項目を確認するために必要な書類

第六 その他

一 国土交通大臣の許可を受けた者で、経営規模等評価の申請又は総合評定値の請求をしようとする者は、規則第十九条の六第二項又は第二十一条の二第三項の規定により、通常の業務日において県土整備総務課建設業対策室に当該申請又は請求に必要な書類を持参すること。

二 詳細については、県土整備総務課建設業対策室（電話〇五五 一二三三 一八四三三）に問い合わせること。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番